

消費者被害注意報 No. 65

CO₂（二酸化炭素）排出権などの取引にご注意！

事例 業者から連日訪問され、リスクについての話もほとんどないまま「CO₂（二酸化炭素）排出権を取引すれば、短期間で何倍にもなる」と説明を受け、40万円を渡した。初めは月2万円ほどの配当があったため、出資額を200万円に増額した。しかし、業者から「損失が出た。200万円を追加で支払う必要がある」と追加の支払いを求められ、仕方なく応じた。その後、何回も支払いを求められ、約1,000万円以上を支払った。



＜相談員のアドバイス＞

- CO₂ 排出権取引は、少額の証拠金を元に、数倍から数千倍の取引が可能のため、損失が、最初に支払った証拠金額を大きく上回るリスクがあります。
- この取引は、金融商品取引法及び商品先物取引法の適用対象ではなく、法的に許可・登録等の規制がないため、直ちに違法な販売勧誘とは言えません。
- 電話勧誘や訪問販売で意に反する契約を結んだ場合は、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、クーリング・オフが可能な場合があります。
- 本件は、数カ月前の契約であったので、相談者には、契約の解除・返金を求める通知書に、業者の勧誘方法に問題がある事がわかるように経緯を記載し、業者に出すこととあわせ、支払額が多いことから、弁護士への相談も検討するように助言しました。

見守りのポイント

- CO₂（二酸化炭素）排出権取引は、経験豊富なプロの投資家であってもリスクが高く、複雑な取引です。一般の消費者は手を出さないようにしましょう。
- 勧誘を断るときはあいまいな態度を取らず、きっぱりと断るようにしましょう。断りの意思表示をした後の再勧誘は、禁止されています。
- 追加の支払いにに応じて、損失が回復できるとは限りません。高額な取引へと誘導され、更に大きな損失を被る可能性が高いことに注意しましょう。
- CO₂（二酸化炭素）排出権以外の投資話にも注意しましょう。健康・医療・介護・次世代エネルギーなど、社会的に話題となっている分野の投資等を対象とした、詐欺的商法は後を絶ちません。
- 本件のような場合は、業者と連絡が取れなくなることもあります。その場合は警察に相談しましょう。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへお電話を

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111